

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月29日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤 由美

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○第1号

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 特許庁総合庁舎改修（25）建築

工事（電子入札対象案件）（電子契約対象
案件）

(3) 工事場所 東京都千代田区霞が関3-4-

3

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる建築一式工
事を施工する。

敷地面積 11,403 m²

建物用途 庁舎

構造・階数・建物規模

S造一部SRC造・RC造 地上16

階、地下3階、塔屋2階

延べ面積 86,819 m²

工事種目 建物 改修一式

主な内容 地下1階改修に伴う、防水改修、
外壁改修、建具改修、内装改修、
塗装改修、ユニット及びその他工
事、及び環境配慮改修

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施

工体制の確保を図るため、余裕期間を設定し
た工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和8年4月1日から令和10年3月24
日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年
3月31日まで)

指定部分1 令和8年4月1日から令和8年12
月18日まで

主な内容 食堂1、厨房1、控室
1、食品庫改修

指定部分 2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 9
月 30 日まで

主な内容 売店、売店員控室、倉
庫 4 改修

- (6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等による。
- (7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、
価格以外の要素と価格を総合的に評価して落
札者を決定する総合評価落札方式（技術提案
評価型 S 型）の工事である。また、品質確保
のための体制その他の施工体制の確保状況を
確認し、施工内容を確実に実現できるかどうか
について審査し、評価を行う施工体制確認
型総合評価落札方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案
を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事であ
る。
- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資
源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104
号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材

廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた
工事である。

- (10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入
札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいもの
は、4 (1) 担当部局へ理由を付して願い出て
承諾を得た場合に持参による資料の提出及
び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間
事業者による信書の送達に関する法律（平
成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定
する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項
に規定する特定信書便事業者による同条第
2 項に規定する信書便で、かつ記録の残る
ものに限る。）（以下「郵送等」とい
う。）による紙入札方式に代えることがで
きる。

- (11) 本工事においては、契約手続きにかかる
書類の授受を電子契約システムにより行
う。

なお、電子契約システムにより難しいもの

は、4（1）担当部局へ理由を付けて願い
出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等
に代えることができる。

（12） 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監
督業務等の取扱いの対象工事である。ただ
し、低入札価格調査の対象となった場合を
除く。

（13） 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対
象工事である。詳細は入札説明書による。

（14） 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週
休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」
に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組
む方式（通期の週休2日は必須）である。

（15） 本工事は、「デジタル工事写真の小黒板
情報電子化」の対象工事である。詳細は入
札説明書による。

（16） 本工事は、「情報共有システム」を活用
する対象工事である。詳細は入札説明書に
よる。

（17） 本工事は、受注者が入札時又は工事中に

生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

(18) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(19) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手

続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること（2 (2) の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2 (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成 22 年 4 月 1 日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築一式工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限

る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月１１日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

① 工事種目

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する工事

(ア) 水平投影面積の合計が 1,500 m²を超える天井（※）の改修工事（天井下地の更新又は補強を含むもの）

(イ) 水平投影面積の合計が 1,500 m²を超える

る天井（※）の設置を含む新築又は増築
工事（当該天井部分が増築部分に含まれ
るもの）

※天井下地があるもので、居室、廊下その
他の人が立ち入る場所に設けられたもの

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企
業体である場合は、構成員のうち 1 社は平成 22
年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日
までに完成し、引渡しが済んでいる上記①の基準
を満たす建築一式工事を元請として施工した実績
を有し、その他の構成員は平成 22 年 4 月 1 日か
ら、申請書及び資料の提出期限の日までに完成
し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建
築一式工事を元請として施工した実績を有するこ
と（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成し
た大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事
務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究
学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長
又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事
（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互

利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

② 工事種目

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する工事

(7) 水平投影面積の合計が 750 m²を超え

る天井（※）の改修工事（天井下地の更新又は補強を含むもの）

(4) 水平投影面積の合計が 750 m²を超え

る天井（※）の設置を含む新築又は増築工事（当該天井部分が増築部分に含まれるもの）

※天井下地があるもので、居室、廊下その他の人が立ち入る場所に設けられたもの

(6) 次の①～④に掲げる条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で 1 名配置できること。※

① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

② 平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及び資料
の提出期限の日までに完成し、引渡しが済ん
でいる 2 (5) の②の基準を満たす建築一式工
事で元請としての経験（工期の 1 / 2 を超え
る連続した期間従事しているものに限る。）
を有する者であること。ただし、当該経験が
平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房
官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所
（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究
学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理
部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注
した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工
事成績を相互利用している各省庁が発注した
工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に
該当するものである場合には、工事成績の評
定点が 65 点未満の工事は経験として認めな
い。また、共同企業体の構成員としての経験
は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限
る。乙型共同企業体の構成員としての経験
は、分担工事額の比率にかかわらないものと

するが、協定書による分担工事における経験に限る。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月１１日 国営計第 155 号 国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする（入札説明書参照）。

また、平成 22 年 4 月 1 日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成 22 年 4 月 1 日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、1 年未満の場合は切

り上げた期間とする。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証

及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が

記載された監理技術者資格者証裏面を含

む。）を有する者であること。

④ 入札参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用

関係を有する者であること。（入札参加資格

の確認に際して、その旨を明示することがで

きる資料を求めることがあり、その明示がな

されない場合には入札に参加できないことが

ある。）（入札説明書参照）。

※経常建設共同企業体にあつては構成員のう

ち1社が配置する技術者についてのみ適用す

る。

※参加申請に当たっては、複数の配置予定

技術者を記載することができるが、記載

された技術者のうち要件を満たしていな

い者がいた場合は、その者を配置予定技

術者から除外することを条件として競争

参加資格がある事を確認するものとす

る。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の

時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から
官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停
止等の措置要領（昭和 59 年 4 月 1 日付け建
設省営管第 124 号）に基づく指名停止を受け
ていないこと。

(8) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営

繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は
沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事
のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁
営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北
海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建
設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員で
あったもの、又は工事成績を相互利用してい
る各省庁が発注した「工事成績相互利用適用
対象工事」に該当する工事で、令和 4 年 10
月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに完成し
た工事がある場合においては、当該工事種別
に係る工事成績の評定点の平均が 60 点以上

であること（入札説明書参照）。

- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 提出された技術提案が適正であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

① 施工体制

② 「内装工事（造付家具を含む）の施工

における施工品質の向上に関する取組」

に係る具体的な技術提案

③ 「執務環境への影響を最小限にするた

めの工事に伴う騒音・振動の抑制に関す

る取組」に係る具体的な技術提案

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進

⑤ 賃上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記

載された要求要件を実現できると認めら

れる場合には、標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評

価点及び加算点を与える（入札説明書参

照）。

③ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内

の入札参加者について、上記①、②によ

り得られる標準点と施工体制評価点及び
加算点の合計を当該入札者の入札価格で
除して得た数値（以下「評価値」とい
う）をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 落札方法

- ① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の
要件に該当する者のうち、上記(2)によっ
て算出された評価値の最も高い者を落札
者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内である
こと。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を
満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除し
た数値（「基準評価値」）に対して下
回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者
が2人以上あるときは、該当者にくじを

引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

(中央合同庁舎第 2 号館 13 階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 契約

第二係

電話 03-5253-8111 (内 23-153)

メールアドレス [hqt-kantyoueizen-](mailto:hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和 7 年 7 月 29 日から令和 7 年 11 月 12 日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く。））。

なお、入札に必要な図面等については貸与

とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体(CD-R 等)を 4 (1) 担当部局に持参又は郵送等することにより電子データを交付するので、4 (1) 担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体 (未使用のもの) を持参すること。郵送等による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封して送付すること。

① 交付期間 令和 7 年 7 月 29 日から令和

7 年 11 月 12 日の間 (休日等を除く。)

の 9 時 30 分から 18 時 15 分まで。

(3) 申請書及び資料の提出先及び提出方法

令和 7 年 7 月 29 日から令和 7 年 9 月 5 日の間 (休日等を除く。) の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。原則として、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を

得た場合は、4 (1) に持参することにより行う
ものとし、郵送等又は電送によるものは受け
付けない。持参の場合の受付時間は9時30分
から18時15分まで（最終日は17時00分ま
で。）とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法

令和7年10月28日から令和7年11月12
日の間（休日等を除く。）の9時30分から
17時00分まで。ただし、令和7年11月12
日は13時00分までとする。

提出先 4 (1) に同じ。

提出方法 持参又は郵送等により提出す
ること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書

の提出方法

入札書は、令和7年11月12日13時00
分までに、電子入札システムにより提出す
ること。ただし、発注者の承諾を得た場合
は、4 (1) に持参又は郵送等により提出す

ること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領

期限は、令和7年11月12日13時00分

(必着)とする。

開札は、令和7年11月14日10時30

分。大臣官房官庁営繕部入札室において行

う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本

語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ

門支店））。ただし、利付国債の提供（保管

有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理

店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は銀行

等の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官

房官庁営繕部）をもって入札保証金の納

付に代えることができる。入札保証保険

契約の締結を行い、又は契約保証の予約

を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある（入札説明書参照）。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられて

いる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 4
(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4（3）により

申請書及び資料を提出することができる
が、競争に参加するためには、開札の時に
おいて、当該一般競争参加資格の認定を受
け、かつ、競争参加資格の確認を受けてい
なければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請
は、「競争参加者の資格に関する公示」

（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官
房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕
部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当
該者が経常建設共同企業体である場合にお
いては、その代表者。）の本店所在地（日
本国内に本店がない場合においては、日本
国内の主たる営業所の所在地。以下同
じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出
場所において、随時受け付ける。

- (13) 技術提案の採否については、競争参加資格
の確認の通知に併せて通知する。ただし、
競争参加資格が無いと判断された者は通知
しない。

(14) 今回の工事に関しては現地確認を令和7年

8月5日、8月6日の2日間に実施する。

確認日時は発注側で指定するものとする

(入札説明書参照)。

(15) 電子入札システム操作・接続確認等の問い

合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク

03-6633-7118

国土交通省電子入札システムHP

<https://www.e-bisc.go.jp>

(16) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保

するため、契約変更前に必要に応じて第三者によ

る適正性チェックを実施する試行工事である。

(17) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity : Satou

Yumi, Director

General of Government Buildings

Department,

Minister's Secretariat, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and
Tourism

(2) Classification of the services to be
procured: 41

(3) Subject matter of the contract:
Renovation and Construction work for the
Japan Patent Office

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant
documents for the qualification : 5:00

P.M. 5 September 2025

(5) Time-limit for the submission of
tenders by electronic bidding system:
1:00 P.M. 12 November 2025
(tenders should be brought with or
submitted by mail 1:00 P.M. 12 November
2025)

(6) Contact point for tender
documentation: Administration Division,

Government Buildings Department,
Minister's Secretariat, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport, and
Tourism 2-1-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku
Tokyo 100-8918, TEL +81-3-5253-8111

ex. 23-153

E-mail hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp